

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年3月まで

私が大学生の時、住所を実家のA市B区からC市D区に移していたことから、時期は覚えていないが、母親がC市D区役所に出向き国民年金の加入手続を行い、大学を卒業するまで私の国民年金保険料を納付してくれた。

私も母親も申立期間に係る保険料を納付した金融機関や時期はよく覚えていないが、納付したにもかかわらず未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号の前後で20歳到達日に資格を取得している被保険者の資格取得日及び納付日の記録等から、平成5年2月又は同年3月頃に払い出され、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認でき、当該時点では申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立人の姉は、「私が大学生の時も母親に国民年金保険料を納付してもらった。」と供述しており、申立人の姉は大学生が強制加入となった平成3年4月に国民年金被保険者資格を取得し、大学を卒業した5年3月までは全て現年度納付していることが確認できることから、申立人の母親が申立期間の保険料に係る納付書が発行されているにもかかわらず、未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から48年10月まで

私の国民年金への加入手続は、父親か母親が行ってくれたはずであり、その後の国民年金保険料は、私又は両親が郵便局か銀行で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和48年12月頃から49年1月頃までの間に払い出されたものと推認でき、申立人が保有する年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録によれば、申立人は、いずれも48年11月1日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、申立期間のうち昭和41年10月から43年*月までは、申立人が20歳に達する前であり、国民年金被保険者となり得ない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「郵便局か銀行で毎月納付した。」、毎月の保険料額について、「よく覚えていないが、4,000円程度と思う。」としているところ、A市における申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式である上、申立期間当時の国民年金保険料額は、申立人の記憶する金額と大きく相違することから、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、「私の国民年金の加入手続は、父親か母親が行ってくれたはずなので、私には分からない。また、その後の保険料は私又は両親が納付していたが、父親は既に死亡し、母親は高齢のため、当時のことはよく分からない。」としており、国民年金の加入状況及び申立期間当時の国民年金保険料

の納付状況については不明である。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1389 (事案 1139、1266 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 55 年 3 月まで

前回の委員会の判断理由では、申立期間にA地B区で払い出された国民年金手帳記号番号の調査や同区の年度別納付状況リストの氏名検索を行っても私の納付記録が確認できないため認められないとしているが、これでは、「あるはずのもの」が見当たらないことを確認し認定してほしいと希望する私への回答とはなっていない。

また、この判断は、私の記憶にある「国民年金に加入した。」とする私の母親の言葉と両親の私に対する愛情を否定するものである上、私の申立内容を認めないのは、私が偽証していると述べているのと同然であり、強い怒りすら覚えるものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、戸籍の除附票により、申立期間当時、A地に住民票を異動させていることが確認でき、申立人が20歳に到達した昭和50年*月の時点では、制度上、C市で国民年金の加入手続を行うことはできないこと、ii) 申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料は納付できないこと、iii) 申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iv) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の具体的な状況は不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年3月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、申立人は、自身が20歳に到達した昭和50年*月頃に、申立人の居住地であるA地において、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことは可能であったはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人が申立期間当時居

住していたA地B区を管轄していた社会保険事務所（当時）において、50年*月から51年3月までに払い出された国民年金手帳記号番号1万2,630件（*から*まで）の被保険者名を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、B区の年度別納付状況リストを氏名検索しても、申立人の納付記録は確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成23年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録の訂正は必要でないとする当委員会の判断に納得できないとして再度申立てを行っているが、申立人は当初からの主張を繰り返すのみであり、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料等の提出は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 10 月まで

私は、現在、病気療養中のため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った記憶は曖昧であるが、年金手帳を 2 冊持っていたこともあり、国民年金に加入し保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の第 3 号被保険者の処理日から、昭和 61 年 6 月頃に払い出されたものと推認され、オンライン記録により、申立人は同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、これまでに年金手帳を 2 冊交付されたとしているところ、年金手帳は、申立期間後の国民年金第 3 号被保険者資格を取得した時点及び厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 7 年 11 月に、それぞれ交付されている。仮に、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合は、更にもう 1 冊の年金手帳が交付されることになることから、申立人の主張と符合しない。

さらに、オンライン記録等により検索しても、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1392

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年12月まで

私は、昭和62年頃に、国民年金に遡って加入し保険料を納付できることを知ったので、A市役所の窓口で加入手続きを行い、国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続き時期について、「昭和62年頃」と記憶しているが、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者及び第3号被保険者の資格取得の処理日等から、平成元年1月頃と推認でき、同払出簿における申立人の登録年月日欄の記載により、同年2月14日に社会保険事務所（当時）で登録（資格取得）の処理が行われたと考えられることから、当該時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

なお、オンライン記録には、申立人の昭和63年4月から同年12月までの保険料が平成元年2月27日に現年度納付されるとともに、昭和62年5月から63年3月までの保険料が平成元年3月13日に過年度納付されたことが記録されており、加入手続き後に、各納付日において納付可能な期間の保険料を納付していることがうかがえる。

また、申立人は、申立期間から当該加入手続きまでの期間を通じてA市に居住しており、同市が申立人の加入手続きを複数回受け付けたとは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索によっても、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 3 月から 47 年 8 月まで A 社に勤務しており、その期間は定期的に昇給していたにもかかわらず、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録が、その前後の期間と比較して低額であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②当時、A 社に勤務していた申立人の同僚のうち、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における健康保険番号の申立人の前後 15 人の標準報酬月額の推移を見ると、申立期間①については 30 人中 5 人が、申立期間②については 30 人中 19 人が、申立期間①及び②前後の期間より標準報酬月額が低くなっていることが確認できる。

また、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び A 社健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳を見ても、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額はいずれも 3 万円と記録されていることが確認でき、これはオンライン記録と一致している上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日まで

私は、入社面接の際に月収金額を 60 万円と決定してA社に入社し、退職するまで変更は無かったにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が 60 万円に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、月収金額を 60 万円と決定してA社に入社し、退職するまで変更は無かったと申し立てしているところ、申立人及び事業主の供述、商業登記簿、申立人の預金口座への給与振込状況(金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表による。)等により、申立人が、申立期間にA社に勤務し給与が支払われていること、及び申立期間のうち平成2年4月から6年2月までは、申立人が同社の子会社であるとしているB社(事業主及び所在地はA社に同じ。)の取締役就任に就いており、同社からも給与が支払われていることが確認できる。

また、申立人の申立期間における給与については、申立人の預金口座への給与振込状況からみて、B社の取締役就任時期に同社から支払われた給与を合算すると、申立人が主張する60万円に近いものになることがうかがえるが、A社からの給与のみでは申立人が主張する60万円の水準の給与が支払われていたとは推認できない。

さらに、A社が保管する平成2年度から5年度までの「厚生年金基金加入員標準給与決定通知書」に記載された申立人の報酬月額は、申立人の預金口座への給与振込額から見ると、同社からの給与のみを対象としており、B社からの給与は含んでいないものと推認される。

加えて、上記「厚生年金基金加入員標準給与決定通知書」における申立人の標準報酬月額及びA社が加入するC厚生年金基金が管理する申立人の厚生年金基金加入員台帳における申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、不自然さはみられない。

その上、申立人は、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できず、事業主は、「資料が残っておらず詳細は不明であるが、申立人はB社での勤務実態は無く社会保険には加入させていない。申立人のA社からの給与とB社からの給与を合算した額で届けていないと思う。」と供述している。

また、申立人は、A社及びB社に係る給与明細書等を所持しておらず、事業主は両社に係る申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないとしていることから、申立期間に係る両社における給与からの厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。